

支 部 ニ ュ ー ス

VOL.4

租税訴訟学会 中四国支部
発行人 支部長 鳴戸 大二
編集責任者 山田 毅美



徳山コンビナートの夜景（はてなフォトライフより転載）

巻 頭 言・・・・・・・・支部長 鳴戸 大二

冬期徳山研修会報告・・・黒住 茂雄 会員・山田 毅美 会員

第10回総会 並びに 講演会

研修等スケジュール

会 員 閑 話・・・・・・・・大木 洋 会員

事務局報告・・・・・・・・会員動向

会費納入のお願い

新刊紹介

巻 頭 言



租税訴訟学会 中四国支部 支部長
弁護士・税理士 鳴戸 大二

租税訴訟学会中四国支部は、今年3月29日に第10回記念総会を開催致します。当支部は、平成17年3月に設立されて以来、足掛け10年で合計28回の研修会を開催致して参りました。

こうした研修会を通じ、租税に関与する税理士と弁護士、租税法研究者並びに関係者が現実実務訴訟において生じた問題について研究し、討議することができ、更には国税通則法の改正等を通じて司法手続・行政手続の公正・中立の実現に寄与してきたものと自負しております。

本年は4月に消費税が8%に増税され、相続税の改正が行われることになっており、行政不服審査法の改正も議論されております。

こうした中、平成23年の国税通則法の改正によって新たな実務上の問題が発生しており、当会の存在意義は益々高まるばかりとなっております。

税と社会保障の一体改革が掛け声だけに終わることがないように、適正公平な税システム構築のために我々税に関わる全ての者が力を合わせ、対等に参画し、議論することによって、税の世界において更に公正・中立な司法手続・行政手続を実現でき、且つ国民主権を実現できるものと信じております。



平成 25 年冬期徳山研修会報告



第一部

テーマ：課税における遺産分割

講師 広島修道大学法学部 准教授

奥谷 健 先生

報告者 税理士 黒住 茂雄 会員

民法における遺産分割の効果が課税上どのように取り扱われているかについていくつかの判例を題材にご報告していただいた。

遺産分割に係る弁護士報酬が譲渡所得の取得費に該当するか否かについて争われた事件（東京高裁平成 23 年 4 月 14 日判決）では「遺産分割は資産の取得をするための行為ではない。」との理由で、弁護士報酬は資産を取得するための付随費用ではないとして納税者が敗訴した。

遺産分割協議の結果、法定相続分を超える遺産を取得した原告に対し第二次納税義務が成立するか否かについて争われた事件（最高裁平成 21 年 12 月 10 日判決）では、遺産分割協議は相続人間での資産の譲渡と捉えている。そのうえで「その他第三者に利益を与える処分」に該当すると認めている。徴収法 39 条は「詐害の意思」は要件としていないと判示している。この事件については、滞納者がいた場合に実質的に法定相続分での相続を強いられるという問題があることを指摘された。

共同相続した不動産を代償分割により単独取得した原告が当該不動産の一部を売却し、その際に他の相続人に支払った代償金及びその支払いのために銀行から借入れた借入金の利子相当額が不動産の取得費に該当するか否かが争われた事件（最高裁平成 6 年 9 月 13 日判決）では、代償分割の有償譲渡性を否定した。

遺産分割の結果は遡及効によって相続開始時からその状態であったと事後的に宣言したと捉え遡及効を重視した「宣言主義」の考え方と相続開始により共同相続人の共有状態となり遺産分割によって共有持ち分を譲渡するという遡及効が遮断される「移転主義」の考え方がある。

相続における様々な手続、その法的効果については民法を前提としている。統一的な見解をすることが納税者の予測可能性を高めることになる。相続による財産取得、遺産分割の遡及効を移転主義的に考えつつ認めるという理解が条文と最も整合する考え方ではないかと結論づけた。



第二部

テーマ：『相続財産の範囲

家族名義財産の相続財産該当性の検証』

講師 税理士 守田 啓一 先生

報告者 税理士 山田 毅美 会員

はじめに

講演の内容は「名義預金の帰属」がメインのテーマであり、弁護士にとっては相続時の問題、税理士にとっては相続税申告と税務調査の問題であり、大いに興味をそそられるところである。

講演

レジュメは「贈与とは」「名義預金」「名義株」などについて民法、税法、個別通達・情報・議決事例からていねいに紹介されている。

(1) 特に目を引くのは、名義預金の帰属に関する判決・裁決である。

国税当局が内部情報として、平成20年10月17日東京地裁判決(平成19年(行ウ第19号 相続税更正処分取消等請求事件)、平成21年4月16日東京高裁判決(同事件)を引用しコメントしている。

判決は「被相続人の妻が同人名義で管理運用していた預金等が相続財産に当たる」としている点がポイントである。

地裁判決要旨では

イ．我が国においては、夫が自己の財産を自己の扶養する妻名義の預金等の形態で保有するも珍しいことではないというのが公知の事実であるから、妻名義預金等の帰属の判定において、それが同人名義であることの一事をもって同人の所有であると断ずることはできず。

ロ．原資はいずれも被相続人が出損したものであり…自己に帰属する財産を妻名義にしておこうと考えたとしても、あながち不自然とはいえない。

高裁判決では

イ．妻も名義預金等に係る取引は、妻がその手続を行い管理運用していたとしても、その管理運用は被相続人の包括的同意あるいはその意向を付度(ソソク)してなされているものと認めるのが相当である。

ロ．妻名義の預金等について、贈与契約書が作成されず贈与税の申告もされていないことが贈与の具体的日時の特定を困難ならしめているうえ、贈与の事実そのものを否定する事情の一つにはなり得るものであることは否定できず、被相続人から妻に対し妻名義の預金等の生前贈与があったと認めることは困難である。

(2) 仮名預金に関する判決(平成10年11月5日判決 - 裁判事例集第56集328頁)
判断

イ . P地裁判決は、F信金の職員であるDが被相続人から生前500,000,000円の仮名預金はYに贈与したということを知られ、被相続人が死亡するまでの段階において当該500,000,000円の仮名預金はYに帰属していたと認識している旨供述していること。

Y(妻)が当該500,000,000円の仮名預金については被相続人から 建築資金として贈与された旨供述していることなどを根拠として、生前贈与ないしは死因贈与がされたものと認められる。

ロ . 当該預金は、被相続人の生前にYに対して贈与されたと解すべきである。

守田先生意見

他の判決により贈与事実が立証されている場合には、その判決の結果が前提となるはずである。

(3) 課税庁側の分析と見解

被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、

当該財産の購入源資の出損者

当該財産の管理及び運用の状況

当該財産から生ずる利益の帰属者

被相続人と名義人・管理及び運用者との関係

名義人がその名義を有することとなった経緯

などを総合判断するのが相当である。

報告者の感想

名義預金の帰属は、相続税申告ではいつも問題になるところです。特にマル優制度が存在していた時代には、家族名義預金は数多く存在していました。

しかし、本人確認が行われるようになり、家族名義で新たに預金することは難しくなりました。名義人が子供の場合は、20歳になって「この預金は私のものよ」と言えば、少なくともその時点で子供の預金となるでしょう。他方、妻が名義人である場合はややこしくなります。「私のものは私のもの、貴男のものも私のもの」と言う女房族の前では判断が難しくなります。

今後の指導にあたっては、預金として贈与するのであれば、所有権を完全に移転し、受贈者に使用・収益・処分の権限を与えることに留意していきましょう。

自己の預金と贈与した預金を別々に管理・運用すること、未成年者にも贈与の事実を明確に伝えておくことなどを伝えたいと思います。

何はともあれ、贈与したのであれば手元から預金証書を手離さなければなりません。



第10回総会並びに記念講演会のご案内

日時： 平成26年3月29日(土) 10:00~17:00

場所： 中国税理士会館

広島市中区袋町4番15号 (TEL 082-246-0088)

会費： 会員 3,000円

非会員 5,000円(ただし、学生・司法修習生は、1,000円)

税理士の方は、中国税理士会及び四国税理士会の認定研修となっております。

第10回租税訴訟学会中四国支部総会 (10:00~10:30)

- 議題
- 平成25年度事業報告
 - 平成25年度収支計算書案承認の件
 - 平成25年度貸借対照表案承認の件
 - 平成26年度事業計画案承認の件
 - 平成26年度収支予算案承認の件



記念講演会 (10:30~17:00)

第一部 平成25年度日税連公開研究討論会の報告

中国税理士会報告 税理士 黒住 茂雄 先生

四国税理士会報告 税理士 佐久間 一郎 先生

第二部 「固定資産評価価格決定の適否・審査決定取り消し等請求事件」

- 平成25年7月12日最高裁第二小法廷判決の検討 -

広島地方裁判所 部総括判事 森崎 英二 先生

第三部 「消費税法の再考」

青山学院大学教授・弁護士 三木 義一 先生

第四部 「最近の判例2例の検証」(馬券の払戻金・海外国籍のみ有する者が 信託の受益者となった時の贈与課税)

租税訴訟学会会長・弁護士 山田 二郎 先生

第一部 平成25年度日税連公開研究討論会の報告概要

1. 中国税理士会報告

税理士 黒住 茂雄 先生

平成25年10月11日(金)に広島において行われた第40回公開研究討論会の中国会の発表内容をご報告させていただきます。

テーマは、「相続税の課税根拠と課税方式 遺産取得課税方式への移行を求めて - 」でした。

現行制度では、同じ金額の遺産を取得した場合でも案件が異なれば相続税の負担額が異なっています。また、遺産総額が同じであっても案件が異なれば相続税の負担額が異なっています。課税公平の見地からの問題点を指摘しています。また、小規模宅地等の特例等の効果が対象資産を取得した者以外のものに及ぶという問題点もあります。さらに、連帯納付義務の問題もあります。

現行の相続制度が抱えるこれらの問題を解決する方法として、相続税の課税方式の見直しが考えられます。遺産税方式と遺産取得税方式のいずれが適した制度なのかを相続税の課税根拠、相続権の根拠、富の再分配効果、諸外国の制度、歴史的な側面から検証を行いました。我々は遺産取得税方式が適していると結論づけました。

最後に遺産取得税方式を採用した場合の問題点についても検討を行いました。税率及び人的控除に関すること、事業承継税制に関すること、財産評価に関すること、連帯納付義務に関することについて提言をまとめています。

2. 四国税理士会報告

税理士 佐久間 一郎 先生

平成23年8月9日、東京地裁の判決で「所得税の必要経費」について判示された。「弁護士業を営む個人が弁護士会の役員等として支出した懇親会費等が所得税法第37条第1項に規定する『その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用』に当たるか否か」で争われた事案である。

この判決を基に、所得税の必要経費について、今一度見直してみる価値があるのではないかという意見になった。判決の内容を検討した結果、難しい問題ではあるが、前向きに取り組むべきであるということになり、「所得税の必要経費」について研究することに決定した。(その後、高裁にて逆転、先日最高裁にて上告不受理となったことはご周知のとおりです)

内容としては「あるべき必要経費」の姿を探ろうとしたが、これは思ったより困難な作業であった。実務において我々を悩ませる問題のひとつがこの必要経費であることは間違いないだろうが、その原因は何か。一言でいえば法律の不備ということになるだろう。まず、必要経費という用語の直接的な定義がない。必要経費に算入すべき金額は云々という文言(所法37)があるに過ぎない。しかもそれすら抽象的である。昭和40年度税制改正により例示方式から包括方式に転換した結果であろうが、その具体的な内容がわかりにくい。法人税の所得計算とのバランスから出来上がった規定であるが、その文言の射程がよくわからない。所得計算上、個人と法人には大きな相違があるのだが、その部分が法律では詰め切れていない。あとは現場にまかせたと言わんばかりではないだろうか。課税対象の実情を軽視した法律とすら思えてくる。

このような観点から発表させて頂きました。

四国税理士会 公開研挨拶・提言より抜粋

研修等スケジュール

(1) 平成26年 夏期福山研修会

日時：平成26年7月26日(土) 13:30～17:00

会場：学校法人福山大学宮地茂記念館

福山市丸之内1丁目2-40

TEL 084-932-6300

研修：講師 福山大学経済学部教授 泉 潤慈 先生

講師 税 理 士 都築 巖 先生

(2) 平成26年 冬期松山研修会

日時：平成26年11月29日(土) 13:30～17:00

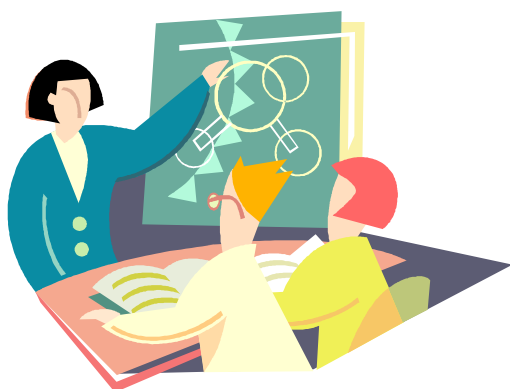
会場：愛媛大学

松山市文京町3番

TEL 089-927-8207

研修：講師 愛媛大学法文学部教授 兼平 裕子 先生

講師 弁 護 士 鶴見 祐策 先生





叙勲を受章して

税理士 大木 洋 会員

この度、はからずも平成25年秋の叙勲に際し、「瑞宝小綬章」受章の榮譽に浴しました。

昨年11月13日には、家内と上京し、綬章伝達式に参列、古川禎久財務副大臣から各受章者が直接、小綬章を拝受し、その後、皇居宮殿に参内の上、天皇陛下拝謁を賜ってまいりました。

家内ともども身に余る光栄なことと大変感激いたしております。

これもひとえに、租税訴訟学会会員の皆様方の長年にわたる温かい御指導と御支援の賜と心から感謝いたしております。

これを機に今後とも、納税者の権利擁護、課税の公平確保、租税訴訟学会の発展のために微力ながらも一層尽くしてまいりますので、変わる事のないご芳情を賜りますようお願い申し上げます。



事務局報告

1. 会員動向

職業別	H26/1	H25/9
税理士	151	151
弁護士	57	57
教授	1	1
准教授	2	2
不動産鑑定士	3	3
公認会計士	1	1
その他	3	2
合計	218	217

県別	H26/1	H25/9
広島	124	123
岡山	27	27
山口	18	18
鳥取	15	15
島根	8	8
愛媛	11	11
香川	12	12
徳島	2	2
高知	0	0
その他	1	1
合計	218	217

2. 会費納入のお願い

平成26年度年会費(10,000円)の納入をお願いいたします。

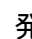
振込口座： みずほ銀行 神谷町支店 普通 2762441
ゆうちょ銀行 記号番号 00170-4-465850
口座名義： 租税訴訟学会

平成25年度年会費を未納入の先生方は、こちらもよろしくお願いいたします。



『演習ノート 租税法 (第3版)』

編者：中村 芳昭・三木 義一

発行所： 法学書院

本体価格：2,400円

本書は、主として法学部の学生に対する演習用教材として税法の基本的な100項目を選定して編集されたものである。しかし、本書は、そうした学部学生にとどまらず、内容的には、大学院や法科大学院等で税法を初めて勉強する学生にとっても、税法の基本的な知識を学び、あるいは確認する場合に手軽にひもとくコンパクトな教材としての要素も併有しているので、これらの学生にもひろく本書が活用されることを期待したい。

本書における100項目は、新司法試験の出題範囲と思われる税法の基本原則、所得税法、法人税法、租税手続法および租税救済法を中心に、税法の基本的な問題に関わる項目を選定して編集された。本書は単に税法の基本的項目を抽象的に解説するのではなく、具体的に理解されるように各項目には簡単な設問を設定した。これらの設問は、基本的には、その項目に関連する主要な判例等に基づいて作成されている。したがって、本書は、単に抽象的・法理論的に税法の知識を学習するばかりでなく、基本的な税法の問題に関する判例等をふまえて応用的に税法の学習が行われることにも配慮した。こうした判例等は、近年においては、税務実務はもとより税法教育や研究においても必要不可欠の要素となっているので、本書は、そうした要請にも応えるものと考ええる。

(「はしがき」より抜粋)

研修会・懇親会の様子

👉 研修中の様子



👉 質疑応答

懇親会 於：ホテルサンルート徳山

